

# 福岡県公報

令和八年一月二十七日  
第六百六十五号  
増刊 ①

第三号様式その四の一を次のように改める。

## 目次

規則(第一号)

(税務課) 一

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則  
訓令(第一号)

(行政経営企画課) 一五

## 規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年一月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第一号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三中「公示送達は、」の下に「同条第二項に規定する公示事項を施行規則第一条の八で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、「」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧ができる状態に置く措置をとることによつて行なう」に改める。

第四十六条の七第二項中「第二十条の三十五の四第二項」を「第二十条の三十三第二項」に改める。

第四十八条の二第十八項中「附則第十条第十六項」を「附則第十条第十四項」に改める。

## 福岡県公報

令和8年1月27日 火曜日

第3号様式その4の1(第6条関係)

様

電話番号

□	福岡県 鉛区税納入済通知書	㊂ ① 1	□
		c#	
		82	
加入者名 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円
登録番号 <sup>3</sup>	登録年月 <sup>16</sup> 年 <sup>17</sup> 月	23	連番 <sup>24</sup>
年度	税目 <sup>28</sup>	課税 <sup>29</sup>	納期限
調定事由 <sup>26</sup>	CD	納付 <sup>32</sup>	県税 <sup>33</sup>
事由			

福岡県 鉛区税 鉛区税 納付書	㊂
加入者名 福岡県 県税事務所出納員	
登録番号 (整理番号)	権登録第 <sup>101</sup> 号
課税標準	課税月数 <sup>106</sup> 月
住所	月分
氏名	合計金額
税額	納期限
延滞金額	年月日

□ eL番号 :  
eL-QR

税額 <sup>35</sup>	円	課税事務所 <sup>101</sup>	領収日付印 <sup>106</sup>
延滞金額 <sup>46</sup>	円	福岡県 県税事務所	
合計金額 <sup>90</sup>	円	登録番号	領収日付印
住所 氏名	様	課税事務所	

eL番号 :  
eL-QR

上記のとおり領収しました。  
領収日付印年  
月  
日福岡県  
県税事務所長

取引店  
上記金額を受領したので通知します。  
取りまとめ店  
ゆうちょ銀行公金QR受持料金事務センター

(県税事務所送付用)  
(金融機関保管用)

第11号様式とのセイ「若しくは」や「又は」に改め、「又は軽油引取税」を置く。  
第11号様式その九中

納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県内支店の代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県各県税事務所
------	--

や  
に改める。

第17号様式その11を次のように改める。

## 第27号様式その3(第18条関係)

通知書  
県たばこ税の更正(決定)及び加算金決定  
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により  
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日 印  
福岡県 県税事務所長

事業者コード			
指定納期限			

行為年月	区分	本 税		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金額
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
年 月分	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	①			×	%	
					差引増減金額	(③)	
合計	確定額			通常分 5%加重分 加算後累積納付税額が300万円超のとき 10%加重分 既納付確定加算金 納付すべき額(①+③)	×	%	
	既確定額				×	%	
	差引額	②			×	%	
					差引増減金額	(③)	

この通知書による不足税額等を、同封の納付書によって指定納期限までに納付してください。

納付場所は納付書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[延滞金について](#)

備考 [延滞金について](#)の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第二十七号様式その八及びその九を次のように改める。

## 第27号様式その8(第18条関係)

軽油引取税の更正(決定)及び加算金決定通知書  
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)
様

下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長印

事業者コード			
指定納期限			

行為年月	区分	本 稅		加 算 金						
		課税標準量	税額	区分	基本税額	率	金額			
年 月分	確定額				通常分	×	%			
	既確定額				5%加重分	×	%			
	差引額		①		加算後累積税額が300万円超のとき					
	更正(決定) 事由				10%加重分	×	%			
					既納付確定加算金額	差引増減金額		③		
					納入(納付)すべき額(①+③)					
年 月分	確定額				通常分	×	%			
	既確定額				5%加重分	×	%			
	差引額		①		加算後累積税額が300万円超のとき					
	更正(決定) 事由				10%加重分	×	%			
					既納付確定加算金額	差引増減金額		③		
					納入(納付)すべき額(①+③)					
年 月分	確定額				通常分	×	%			
	既確定額				5%加重分	×	%			
	差引額		①		加算後累積税額が300万円超のとき					
	更正(決定) 事由				10%加重分	×	%			
					既納付確定加算金額	差引増減金額		③		
					納入(納付)すべき額(①+③)					
年 月分	確定額				通常分	×	%			
	既確定額				5%加重分	×	%			
	差引額		①		加算後累積税額が300万円超のとき					
	更正(決定) 事由				10%加重分	×	%			
					既納付確定加算金額	差引増減金額		③		
					納入(納付)すべき額(①+③)					
合計	確定額			加算金	過少					
	既確定額				不申告					
	差引額		②		重加算					
					加算金合計(④+⑤+⑥)					
					納入(納付)すべき額(②+⑦)					

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに納入(付)してください。

納入(付)場所は納入(付)書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[延滞金について](#)

備考 [延滞金について](#)の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

## 第27号様式その9(第18条関係)

ゴルフ場利用税の更正(決定)及び加算金 決定通知書  
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により  
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日  
福岡県

印  
県税事務所長

登録番号			
施設名			
指定納期限			

行為年月	区分	本 税		加 算 金			
		利 用 人 員	税 額	区 分	基 本 税 額	率	金 額
年 月分	確定額				通常分	×	%
	既確定額				5%加重分	×	%
	差引額	①			加算後累積納入税額が300万円超のとき		
					10%加重分	×	%
					既納付確定加算金		差引増減金額 ③
					納付すべき額(①+③)		
年 月分	確定額				通常分	×	%
	既確定額				5%加重分	×	%
	差引額	①			加算後累積納入税額が300万円超のとき		
					10%加重分	×	%
					既納付確定加算金		差引増減金額 ③
					納付すべき額(①+③)		
年 月分	確定額				通常分	×	%
	既確定額				5%加重分	×	%
	差引額	①			加算後累積納入税額が300万円超のとき		
					10%加重分	×	%
					既納付確定加算金		差引増減金額 ③
					納付すべき額(①+③)		
年 月分	確定額				通常分	×	%
	既確定額				5%加重分	×	%
	差引額	①			加算後累積納入税額が300万円超のとき		
					10%加重分	×	%
					既納付確定加算金		差引増減金額 ③
					納付すべき額(①+③)		
年 月分	確定額				通常分	×	%
	既確定額				5%加重分	×	%
	差引額	①			加算後累積納入税額が300万円超のとき		
					10%加重分	×	%
					既納付確定加算金		差引増減金額 ③
					納付すべき額(①+③)		
合計	確定額			加 算 金	過少		④
	既確定額				不申告		⑤
	差引額	②			重加算		⑥
					加算金合計 (④+⑤+⑥)		⑦
					納付すべき額(②+⑦)		

この通知書による不足税額等を、同封の納入書によって指定納期限までに納入してください。

納入場所は納入書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[延滞金について](#)

備考 [延滞金について](#)の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

## 第四十印様式の 1 号

「 3 銀行から送金小切手をお送りしますのでお受け取りください。 」 や

「 3 普通為替によりお送りしましたのでお受け取りください。 」 や

4 現金書留でお送りしましたのでお受け取りください。 」 や

に改め。

に改め。

第六十 一 号の十一 様式から第六十 一 号の十一 様式までの様式「第8条の4第3項」

や「第57条の4の3第3項」に改め。

第六十一 号の十一 様式中 「



」 や 「



」 や 「せり売心

得書」 や 「競り売り心得書」 や 「期日せり売」 や 「期日競り売り」 や 「期間せり売」 や 「期間競り売り」 や 「・せり売」 や 「・競り売り」 や 「せり売の」 や 「競り売りの」 に改め。

第六十一 号の十一 様式中 「せり売」 や 「競り売り」 に改め。

第六十一 号の十一 様式中の「の欄」を「の欄」に改め。

第六十七号様式中の「及」や「の」を次の「や」に改め。

第六十一 号の十一 様式中の「の欄」は、換価財産の差押え時における所有者の住(居)所及び氏名を記載すること。

第六十一 号の十一 様式中の「の欄」は、換価財産の差押え時における所有者の住(居)所及び氏名を記載すること。

第六十一 号の十一 様式中の「の欄」は、換価財産の差押え時における所有者の住(居)所及び氏名を記載すること。

第六十一 号の六十八様式中の「及」や「の」に改め。

第六十一 号の四二様式中

振込先	金融機関名 (郵便局を除く)	銀行 信用金庫 信用組合 農協	預金種別	普通・当座	口座番号	支店 信用組合 農協
	預金種別	普通・当座	口座番号	支店 信用組合 農協		

## 第67号様式その1（第35条関係） (滞納繰越分5月決算市町村用)

(表)

第 二 号

福岡県 県税事務所長 殿

市  
町  
長

法人番号

## 年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

## 1 現年課稅分

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税の合算額	⑧ 県民税の額(⑦×⑧)	市町村民税の額	⑨ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	⑩ 県民税の額(⑨×⑩)	市町村民税の額	⑪ 森林環境税の額(⑨×⑪)
① 本年3月31日現在の調定額	円			円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)	円	円	円	円	円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 本年度中の欠損額							
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ホ)	(ヘ)	(ト)
徴収猶予の額						摘要	
滞納処分執行停止の額							
その他							
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額	(チ)	円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額	(リ)			円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④(①-(チ))	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④(リ)-(リ)			円

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 (ヌ) (③-(④)-(⑤)-(⑥))	(ヌ)	(ル)	(ヲ)	(ワ)
徴収猶予の額				摘要
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額				円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額				円

## 現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

(裏)

## 2 滞納縁越分

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税の合算額	⑧ 県民税の額 (⑦×⑧)	市町村民税の額	⑨ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	⑩ 県民税の額 (⑨×⑩)	市町村民税の額	⑪ 森林環境税の額 (⑨×⑪)
① 前年6月1日現在の滞納縁越分 調定額	円				円		
② 前年6月1日から本年5月31日までの間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間における収入額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 上欄の期間における欠損額							
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
徴収猶予の額							
滞納処分執行停止の額							
その他の内訳							
前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額	(h)			円	前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)	円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(h)			円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(i)	円

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 前年6月1日現在の滞納縁越分 調定額	円			
② 前年6月1日から本年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間における収入額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 上欄の期間における欠損額				
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)
徴収猶予の額				
滞納処分執行停止の額				
その他の内訳				
前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額			円	
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額			円	

## 滞納縁越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に該当するもの	法第15条の7第5項に該当するもの		法第18条第1項に該当するもの	
	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数
件	円	件	円	件

## 3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税
現年課税分	(n)	円	(o)	円
滞納縁越分	(p)	(q)	(r)	(s)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

## 第67号様式その2（第35条関係） (滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日 号

市  
町  
村

法人番号

## 年度 現年課税分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税の合算額	⑧ 県民税の額(⑦×Ⓐ)	市町村民税の額	⑨ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	⑩ 県民税の額(⑨×Ⓑ)	市町村民税の額	⑪ 森林環境税の額(⑩×Ⓒ)
① 本年3月31日現在の調定額	円				円		
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 本年度中の欠損額							
翌年度へ繰り越される額 ③-(④)-(⑤)-(⑥)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ホ)	(ヘ)	(ト)
徴収猶予の額						摘要	
滞納処分執行停止の額							
その他							
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(チ)		円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(リ)		円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	⑩-(チ)		円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	⑪-(リ)		円

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの期間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④)-(⑤)-(⑥)	(×)	(ル)	(フ)	(ワ)
徴収猶予の額			摘要	
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額				円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額				円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳	
法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

2 翌年度へ繰り越される額の合計					
区分	県民税・市町村民税 ・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税	
現年課税分	(k)	円 (ル)	円 (リ)	円 (リ)	円 (ル)
滞納繰越分	(j)	(l)	(l)	(m)	
合計					

注：1. この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること

② 翌年度に繰り越せば額の会計の欄の過渡額繰替欄は、2月21日現在で作成した過渡状況報告書の数値を記入すること。

第六十七号様式中の「印」を削る。

第七十号様式その一及びその二中「印」を削る。

第七十一号様式中 「印」 を削る。

第七十二号の大様式中

「印」

を削る。

### 福岡県訓令第一号

- (経過措置)  
2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することとがだらる。

訓令

本 庁  
出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年一月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

「緑 越 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 欠 損 金 の 当 期 控 除 額」 び、「別表10」(7) や「災害損失金の当期控除額を」を削る。

別表10(8) び、「再仮計(6) や「再仮計(7) び、「災害損失金の当期控除額を」や「災害損失金の当期控除額を」を削る。

第八十一号の九様式中「工事証明書に」や「増改築等工事証明書に」び、「工事証明書(注1)」や「増改築等工事証明書(注1)」び、「工事証明書とは」や「増改築等工事証明書とは」を削る。

工事証明書とは」を削る、「ただし、②については、証明年月日が平成28年4月1日から同月30日までの場に限りご使用いただけます。」を削る、「改修工事証明書(改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)」や「増改築等工事証明書(住宅ローン減税・買取再販用)」に改める。

第八十二号の十八様式中「附則第10条第16項」や「附則第10条第14項」に改める。

第八十四号様式附表中 「納 入 数 量  
1  
(単位:リットル)」 び、「納 入 数 量  
1  
(単位:リットル)」を削る。

「  
1  
」を「  
リットル  
」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条の三の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に規定する政令で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、施行文書の左上部に「公印省略」の表示をしなければならない。
- 3 電子署名を付与した文書を施行しようとするときは、前二項の規定は適用しない。
- 4 電子署名を付与するために必要な手続その他の事項については、別に定める。
- 5 第三十九条第一項及び第二項中「公印管守者」を「所属長」に、「公印管守補助者」を「所属の文書取扱主任」に改め、同条に次の一項を加える。
- 6 電子署名の付与を受けた文書を送信するために必要な手続その他の事項については、別に定める。

第四十一条中「職員又は」の下に「所屬長若しくは」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。